

認可地縁団体
申請の手引き

令和4年3月

一関市まちづくり推進部まちづくり推進課

目 次

1	認可地縁団体について	1
2	法人化のメリット・デメリット	1
3	申請できる団体	1
4	地縁団体の法人格取得手続きの流れ	2
5	認可の要件	3
6	総会の開催	5
7	認可申請に必要な書類	6
8	申請にあたっての注意点	7
9	認可告示及びその後の手続き等	7
10	印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について	8
11	認可の取り消しと解散	9
12	告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き	10
13	規約の変更手続き	11
14	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	12
15	認可地縁団体への課税	14
16	税に関するお問い合わせ	14
17	地縁団体規約作成例と作成上の留意点	15
18	認可地縁団体に関するよくある質問	22
	地方自治法（抜粋）	25
	申請様式等	29

1 認可地縁団体について

これまで自治会・町内会は法人格を持てなかったことから、自治会館等の財産をもっている場合、当該団体の名義での不動産登記が不可能でした。そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差し押さえ等、資産管理の面で問題が生じる恐れがありました。

この認可制度は、このような問題を解消するため、自治会・町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成3年4月2日の地方自治法の改正により新たに創設された制度です。

なお、令和3年の法改正により、不動産等の保有予定がなくても、地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、市長の認可を受けることにより、法人格を得ることができるようになりました。

(令和3年11月26日施行)

2 法人化のメリット・デメリット

自治会が法人格を取得しても基本的に従前の自治会活動に変更は生じませんが、法人化によって生じるメリット・デメリットは以下のとおりです。

メリット	<ul style="list-style-type: none">・明確な「法人組織」であることから、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。・法人名で様々な契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。・一度自治会等の名義で登記すれば、代表者が変更になっても登記内容を変更する必要はありません。
デメリット	地方自治法に準じた規約の整備（現行規約の変更等）が必要になり、会の運営も民主的な運営が求められることに加え、規約の変更、会の解散、財産の処分等の条件が厳しくなることが挙げられます。

3 申請できる団体

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます）、いわゆる自治会・町内会を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

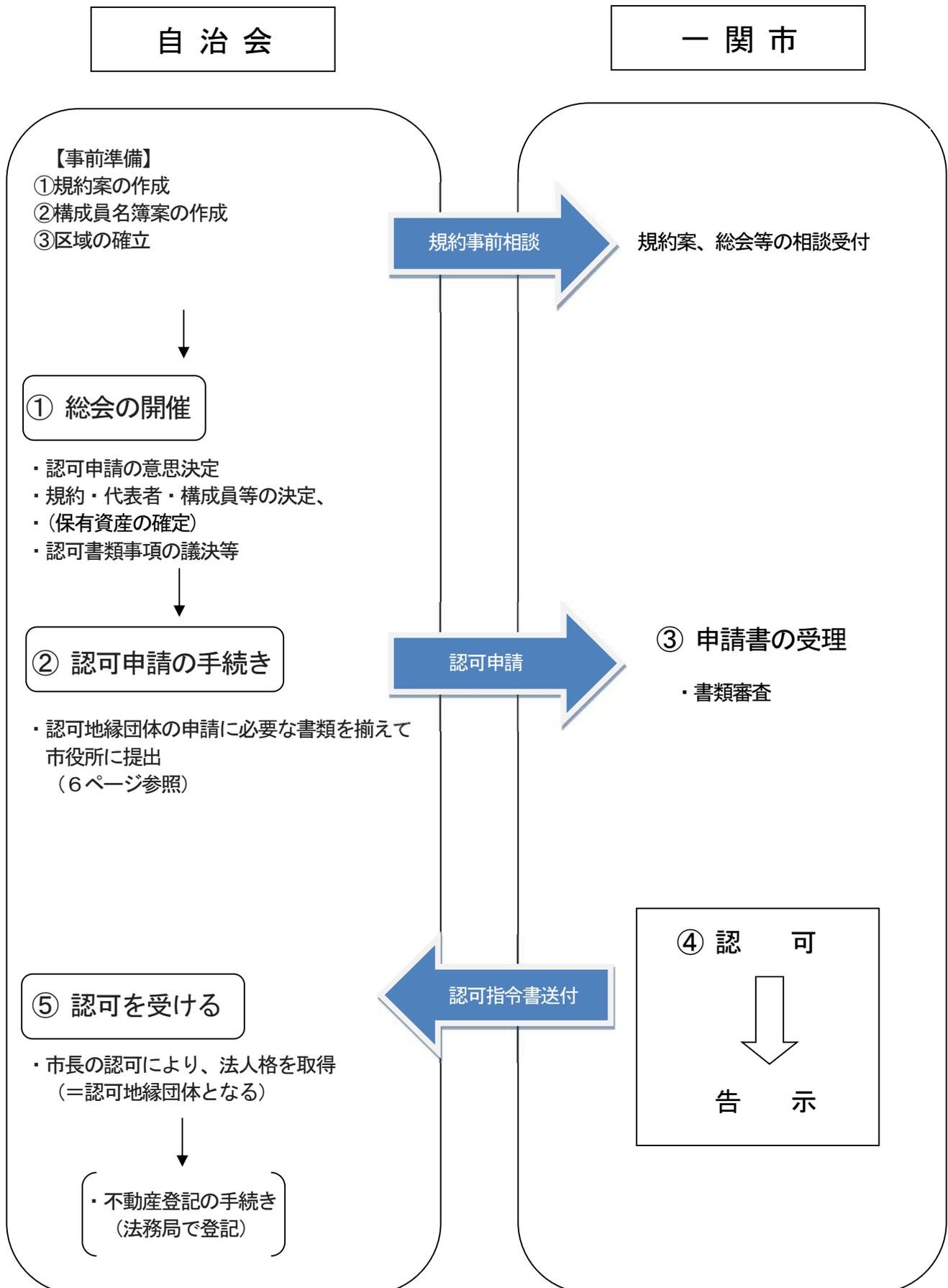
(1) 特定の目的の活動だけを行う団体

☆ 例えば、スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

(2) 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

☆ 例えば、老人会や子供会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）、マンションの管理組合など

4 地縁団体の法人格取得手続きの流れ



5 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。《地方自治法第260条の2第2項》

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることを認められること

注1) 活動内容が、スポーツ活動のみ、芸術活動のみなど、特定の活動に限定されているものは、地縁団体として認められません。

注2) 「現にその活動を行っている」と認めるには、地縁団体の活動実績報告書等により判断します。

注3) 活動実績は、少なくとも1年以上あることが必要です。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。区域は、相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

注1) 「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあることです。当該団体の会員はもとより他の住民からもその区域の境界が客観的に明らかとなっていなくてはなりません。

注2) 「相当の期間にわたって存続している」とは、認可にあたり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁団体は認可の対象とはならないということです。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

注1) 会員の資格にその区域に住所を有する自然人たる個人ということ以外の条件を必要とする地縁団体は認可できません。したがって、国籍、性別、年齢等による会員の資格制限がある地縁団体は、認可できないこととなります。

注2) 「相当数の者」とは、一般的にその区域の住民の過半数（年齢、性別を問わない）が構成員になっている場合をいいます。

注3) 構成員は、個人を基礎とするため、世帯を単位とする会員は認められません。なお、規約で、世帯単位の表決ができる旨の規定は可能です。

注4) 法人、組合は地縁団体の意思決定への参加や直接の活動等が行えないので構成員とはなりません。側面的に地縁団体の支援は可能ですから賛助会員とはなりません。ただし、賛助会員は総会での表決に参加できません。

注5) 区域外に住所を有する者は構成員になれません。

(4) 規約を定めていること

規約には、次に掲げる事項が定められていることが必要です。

①目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

②名称

特に制限はありませんが、他の法律には抵触しないでください。

③区域

字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。

なお、区域を確定する際、隣接自治会町内会の了解は不要です。

④主たる事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。「会長の自宅に置く。」と定めることもできますが、会長の交代のたびに告示事項変更届を提出する必要があります。

⑤構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有するものは全て構成員になれること及び、正当な理由がなければ加入を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。

構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢の制限、性別の制限、世帯主制限等）を設けてはいけません。

加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

⑥代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。また、地方自治法第260条の5から同法第260条の10の規定が準用されますので留意してください。

⑦会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。また、地方自治法第260条の13から同法第260条の19の規定が準用されますので留意してください。

⑧資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。また、地方自治法第260条の4の規定が準用され財産目録の作成が義務づけられていますので留意してください。

なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。

6 総会の開催

地縁による団体の認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の可否の意志決定をします。また、併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等を審議し、団体の意志決定をします。

なお、認可申請の意志決定と規約の決定等の意志決定は、同一の総会で行われることが望ましいのですが、別々の総会でも構いません。

総会後は、議長、議事録署名人の署名押印のある議事録を作成してください。

<認可申請に必要な総会の議決事項>

① 認可申請をすることについて

② 規約を定めることについて

5-(4)の事項を定めたものが必要になります。

③ 代表者を決定することについて

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

④ 構成員を確定することについて

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

⑤ 保有する、または保有する予定の資産について

保有資産を明確にする上から、申請前の総会において資産の確定をしておく必要があります。

7 認可申請に必要な書類

認可申請には次の(1)～(9)の提出が必要となります。

(1) 認可申請書（様式1）

(2) 規約（総会で議決されたもの）

- ・ 5-（4）の事項（P4参照）を定めたもの。

(3) 総会議事録の写し

- ・ <認可申請に必要な総会の議決事項>（P5参照）が記載されたもの。
- ・ 議長と議事録署名人の署名捺印のあるもの

(4) 構成員名簿

- ・ 認可申請する地縁団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの
- ・ 名簿に記載するのは世帯単位（世帯主名のみ等）ではなく、構成員個人名であることに留意してください。
- ・ 当該地縁団体の相当数（原則として過半数）の構成員が必要です。

(5) 前年度の事業報告書、最新の事業計画書・決算書・予算書（総会資料）

- ・ 実際に良好な活動を行っていることが分かる書類。直近の総会資料などで作成した、自治会・町内会の事業報告書と決算書で構いません。
- ・ 登記簿謄本、契約書等の添付書類は不要です。

(6) 代表者の就任承諾書（様式2）

- ・ 代表者（申請者）の署名がされていること。

(7) 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無を記載した書類（様式3）

(8) 代理人の有無を記載した書類（様式4）

(9) 団体の区域図及び保有（予定）資産の位置図

- ・ 地図等に区域を囲んで表示したもの。
※規約で定める区域が、河川及び道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、字名、地番、住居表示番号等の当該区域を具体的に記載したもの。
- ・ 保有（予定）資産の位置を表示したもの。

8 申請にあたっての注意点

- (1) 認可申請にあたっては、必ず貴団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。
- (2) 特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件に合致するよう規約の改正をしてください。なお、総会を開催する前に、規約の改正案について市役所まちづくり推進課または各支所地域振興課と相談してください。
- (3) 認可を受けた団体は、地方自治法の関係規定が適用されるとともに、一般社団・財団法人法の規定の一部が適用されます。

9 認可告示及びその後の手続き等

(1) 認可告示及び認可通知

認可申請の受理後、内部審査を経て地縁団体の認可を決定し、その後、告示を行います。認可申請をされた団体に対しては、告示の写しを添付した認可指令書が届きます。

(2) 告示事項証明書の交付

- ア 証明書は証明書交付申請書（様式7）による請求に基づき、交付します。
- イ 証明書の手数料は1通300円です。
- ウ 請求は郵送でもできますが、別途郵送料（郵便切手貼付の返信用封筒）が必要になります。

(3) 法人登記

認可地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体はこの告示があるまでは、地縁団体として認可されたことをもって第三者に対抗することはできませんのでご注意ください。

(4) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の登記は、市長が発行する証明書を添付し申請することとなりますが、他の書類も必要となりますので、所轄の法務局等にご確認ください。

(5) 認可地縁団体の義務

- ア 認可された地縁団体は、告示事項（名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等）を変更した場合は、市長へ届け出なければなりません。
☆告示事項を変更した場合 ⇒ 「告示事項変更届出書」（様式5）
- イ 規約を変更した場合は、市長へ申請を行い、認可を受けなければ効力を発しません。
☆規約を変更した場合 ⇒ 「規約変更認可申請書」（様式6）
- ウ 認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に、財産目録を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。
- エ 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。（名簿は施錠できる場所に保管し、閲覧制限をしっかりと行ってください。）
- オ 解散等をした場合は、市長に届け出なければなりません。

(6) 各種税金関係

詳細は「15 認可地縁団体への課税（P14参照）」、「16 税に関するお問い合わせ（P14参照）」をご覧ください。

10 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

(1) 認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。

○印鑑登録できる人

- ・ 認可地縁団体の代表者本人
- ・ 職務代行者
- ・ 仮代表者（地方自治法第 260 条の 9）
- ・ 特別代理人（同法第 260 条の 10）
- ・ 清算人（同法第 260 条の 24、25）

○印鑑登録関係及び証明書の発行に関する手続きは以下のとおりです。

項目	受付窓口	手数料	必要なもの
団体の印鑑登録	本庁市民課 もしくは 各支所 市民福祉課	300 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書 ・ 代表者（個人）の、市に登録した印鑑及び印鑑証明書 1 通
印鑑登録内容の変更			<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可地縁団体の印鑑 ⇒印影の大きさが 8mm の正方形に収まらず、30 mm の正方形に収まるもの。
印鑑登録の廃止 ※団体解散の場合は、 市の職権で登録抹消		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の本人確認ができるもの （運転免許証、パスポートなど） ・ 代理人申請の場合、代理人の印鑑、代表者の委任状 	
印鑑登録証明書の発行		1 通 300 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ・ 認可地縁団体印鑑 ・ 申請者の本人確認ができるもの （運転免許証、パスポートなど） ・ 代理人申請の場合、代理人の印鑑、代表者の委任状

(2) 登録できない印鑑

次に該当する場合は認可地縁団体印鑑の登録はできません。

- ① 認可地縁団体の名称を表していないもの
- ② 印影の大きさが 8mm の正方形に収まるもの又は 30mm の正方形に収まらないもの
- ③ ゴム印その他印形で変形しやすいもの
- ④ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑤ その他適当でないもの

※購入前に、認可地縁団体印鑑登録担当課（市民課：☎ 0191-21-8310）へご相談ください。

11 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取り消し

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可の取り消しとなります。

①認可要件を満たさなくなった場合

- ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
- ・団体が相当期間活動していない場合
- ・住民の加入を正当な理由なく拒否した場合
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」の加入が認められなくなった場合

②不正な手段により認可を受けたとき

(2) 認可地縁団体の解散

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

①規約で定めた解散事由の発生

②破産手続き開始の決定

③認可の取り消し

④総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき

※規約に特別の定めがある場合を除いて、構成員総数の3/4以上の同意で解散となります。

⑤構成員が「相当数」に満たなくなった場合

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続きを進めることとなります。

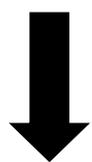
12 告示事項(代表者・事務所等)の変更手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地など「告示事項」の内容に変更が生じた場合、総会で議決のうえ、市に届出を行わなければなりません。なお、変更事項は市の告示がされない限り第三者に対抗できないので、速やかに届出を行ってください。

【告示される事項】

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名)
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

1 総会の開催



・規約に従い総会を開催

【協議事項】

変更する事項についての議決

【作成資料】

- ・総会議事録
- ・代表者の就任承諾書(代表者変更の場合)

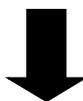
2 告示事項変更申請



【提出書類】

- ①告示事項変更届出書(様式5)
- ②告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会資料、総会議事録の写し)
- ③代表者変更の場合は、代表者の就任承諾書(様式2)

3 審査



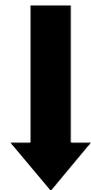
・提出書類の内容等を市で審査

4 告示

13 規約の変更手続き

団体の規約を改正する場合、市に届出を行う必要があります。
なお、改正後の規約は、市長の認可がなければ、第三者に対抗できません。

1 総会の開催



・規約に従い総会を開催

【協議事項】

規約変更についての議決

【作成資料】

総会議事録

変更の内容、理由を記載した書類

2 申請



【提出書類】

①規約変更認可申請書（様式6）

②規約変更の内容、理由を記載した書類

③規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会資料、総会議事録の写し）

3 審査



・提出書類の内容等を市で審査し、認可または不認可の決定

4 認可

・市の認可により、規約変更の効力が発生

⇒市は、認可地縁団体台帳を変更し、代表者に規約変更認可通知書を発送

14 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、すでに亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成27年4月1日に地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全て又は一部の所在が知れない場合、「所有不動産の登記移転等に係る公告申請」により、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

(2) 申請の要件（地方自治法第260条の46第1項各号）

次の全ての要件を満たし、これらの疎明資料の添付が必要となります。

① 認可地縁団体が不動産を所有していること（当該認可地縁団体によって10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有しているものに限る）

【申請要件の疎明資料】

申請時及び10年以上前の地縁団体の事業報告書等

公共料金の支払領収書、閉鎖登記簿の登記事項証明書、旧土地台帳の写し、

固定資産税の納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項証明書等

※資料の入手が困難な場合…入手困難な理由書を提出するほか、認可地縁団体が申請不動産を所有または占有していることについて、申請不動産の隣地の所有者や申請不動産の所有地に係る地域の実情に精通した者等（民生委員等）の証言を記載した書面、不動産の占有を証する写真等

② 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名簿人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること

【申請要件の疎明資料】

構成員名簿、墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）等

※資料の入手が困難な場合…入手困難な理由書を提出するほか、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて申請不動産の所在地に係る精通者の証言を記載した書面等

③ 不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

【申請要件の疎明資料】

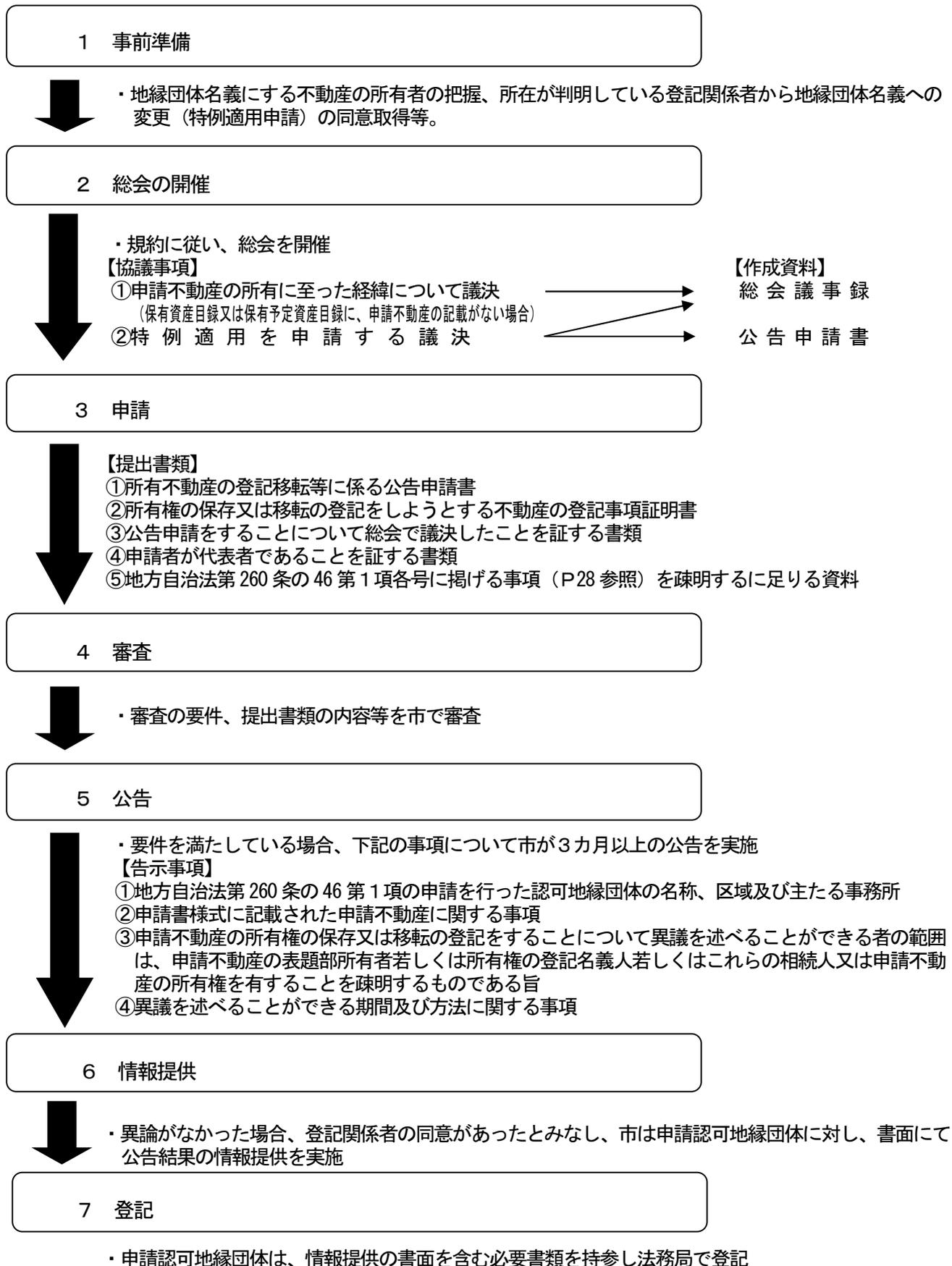
「住民票及び住民票の除票」が存在しない証明書（不在住証明書）

登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明郵便が不到達であった旨を証明する書面

申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面等

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明できるもの

(3) 公告申請から登記までの流れ



15 認可地縁団体への課税

認可地縁団体は、納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」によって減免措置が適用となる場合があります。

※地縁団体の「収益事業」の範囲は「法人税基本通達第15章」で定められています。
個々の事例が収益事業に該当するかについては、税務署までお問い合わせください。

区 分		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
国 税	登録免許税	課 税 (不動産登記時)	課 税 (不動産登記時)
	法人税	非 課 税	課 税
県 税	法人県民税	法人税割：非課税 均等割：非課税	法人税割：課税 均等割：課税
	法人事業税	非 課 税	課 税
	不動産取得税	課 税 ※減免措置あり（申請必要）	課 税
市 税	法人市民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり（申請必要）	法人税割：課税 均等割：課税
	固定資産税	課 税 ※減免措置あり（申請必要）	課 税 ※減免措置あり（申請必要）

※法人設立等に関する申告書（設立の届出）、収益事業開始の届出が必要な場合がありますので、詳しくは下記の各税担当部署へご確認ください。

16 税に関する問い合わせ先

区 分		機 関 名	連 絡 先
国 税	登録免許税	一関税務署 法人課税部門	住 所：一関市城内3-2 一関合同庁舎 電 話：0191-23-4205 (自動音声で案内)
	法人税		
県 税	法人県民税	一関県税センター 課税課	住 所：一関市竹山町7-5 一関地区合同庁舎1階 電 話：0191-26-1420
	法人事業税		
	不動産取得税		
市 税	法人市民税	一関市役所 市民税課	住 所：一関市竹山町7-2 電 話：0191-21-8244
	固定資産税	一関市役所 資産税課	住 所：一関市竹山町7-2 電 話：0191-21-8257

17 地縁団体規約例と作成上の留意点

一般的な規約の例及び留意事項を参考に、各地縁団体の実情に合った定めとしてください。

規約例	留意点
<p style="text-align: center;">〇〇自治会（町内会）規約</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (3) 集会施設の維持管理 (4) 〇〇〇〇 (5) 〇〇〇〇</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 本会は、〇〇自治会（町内会）と称する。</p> <p>（区域）</p> <p>第3条 本会の区域は、一関市〇〇町△番□号から×番□□号までの区域とする。</p> <p>（主たる事務所）</p> <p>第4条 本会の主たる事務所は、一関市〇〇町△△番□□号に置く。</p> <p>第2章 会員 （会員）</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p> <p>2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。</p>	<p>①「規約」でなくても「会則」、「規則」等、どのような表現でも差し支えありません。</p> <p>①良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</p> <p>②スポーツや芸術など特定の活動のみを目的とする記載は認められません。</p> <p>③この目的の範囲内で団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>①地方自治法上では名称についての制限はありません。したがって、「〇〇自治会（〇〇町内会）」といった名称で良いと解されます。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 （例）商工会でないものが「〇〇商工会」という名称を用いることはできません。</p> <p>①団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいのですが、河川や道路等による区域の表示も他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。</p> <p>①「事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。</p> <p>②事務所の所在地については、別段制限はありませんが、集会施設の所在地あるいは代表者の住所とするのが一般的です。</p> <p>③具体的な地番で定めること他、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。</p> <p>①区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。</p> <p>②区域以外の者は、会員になれません。</p> <p>③団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。</p> <p>④区域に住所を有する法人、組合等は会員にはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は、第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛</p>

<p>(会費)</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>(退会等)</p> <p>第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したもとする。</p> <p>(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合</p> <p>(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合</p> <p>2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p> <p>第3章 役員 (役員の種類及び定数)</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 〇人</p> <p>(3) その他の役員 〇人</p> <p>(4) 監事 〇人</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p>	<p>助会員となることできる。」と規定することが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。</p> <p>①会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。</p> <p>②賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。</p> <p>①この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。なお、認可申請時点での構成員名簿に掲載されている会員については、手続きの整合性から現に入会しているものと解されます。</p> <p>②第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。</p> <p>③「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。</p> <p>①本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。</p> <p>②本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。</p> <p>③長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。</p> <p>①必ず会長を1人置くことが必要です。</p> <p>②第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。</p> <p>③その他の役員は、「会計」「書記」等、具体的な名称で定めても差し支えありません。</p> <p>④監事は1人または複数人置くことが適当です。</p> <p>①監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査するという中立的な立場を保持するために役職上避ける必要があります。</p> <p>①法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使し得なくなっ</p>
--	--

<p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。</p> <p>第4章 総会 (総会の種類)</p> <p>第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(総会の構成)</p> <p>第14条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。</p> <p>(総会の開催)</p> <p>第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催する。</p>	<p>たときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。</p> <p>②「会計」、「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。</p> <p>①法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間では業務執行の一貫性確保上問題があり、他方、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。</p> <p>②役員解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。</p> <p>①総会は、地縁による団体の運営事項のうち、規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。</p> <p>②総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。</p> <p>ア 事業計画の決定 イ 事業報告の承認 ウ 予算の決定 エ 決算の承認</p> <p>①総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければなりません。</p> <p>②地方自治法第260条の4の規定により、年度終了後3ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。</p> <p>③年度当初から総会開催までの間は予算が成立していないと支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。</p>
--	--

<p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第17条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第20条 総会の議事は、この規約で別に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会の議決権)</p> <p>第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。</p> <p>2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。</p> <p>(1) 会費決定に関する事項</p> <p>(2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項</p> <p>(3) 事業報告書、収支計算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項</p>	<p>①5分の1の数は規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。</p> <p>①総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。</p> <p>①総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。</p> <p>②会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。</p> <p>①法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。</p> <p>②定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。</p> <p>①法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。</p> <p>②議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。</p> <p>③「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。</p> <p>④「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。</p> <p>①会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。</p> <p>②表決権は、会員1人1票を原則とします。</p> <p>③未成年者の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意または代理により行使することになります。</p> <p>①この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。</p> <p>②この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯</p>
---	---

<p>(4) 自治会館管理運営に関する事項</p> <p>(総会の書面表決等) 第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面や電磁的方法によって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したもののみなす。</p> <p>(総会の議事録) 第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。） (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。</p> <p>第 5 章 役員会 (役員会の構成) 第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p> <p>(役員会の権能) 第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(役員会の招集) 第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及</p>	<p>の表決権を行使するという意味合いになります。</p> <p>③どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると団体内で認められる事項に限られるのが一般的です。一般的には、規約変更、財産処分、解散の議決、代表者や監事の選任などに同項を適用することは好ましくありません。</p> <p>①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定をおくことが適当です。</p> <p>②電磁的方法における表決とは、電子メールによる送信、WEBサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。</p> <p>③電磁的方法による表決については、規約に定める他に、総会の議決をもって可能とすることもできます。</p> <p>①会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。</p> <p>②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。</p> <p>①団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。</p> <p>②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。</p> <p>①団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。</p>
--	--

<p>び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。</p> <p>(役員会の議長)</p> <p>第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(役員会の定足数等)</p> <p>第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 資産及び会計 (資産の構成)</p> <p>第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録記載の資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 活動に伴う収入</p> <p>(5) 資産から生ずる果実</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。ただし、剰余金の分配を行わないものとする。</p> <p>(資産の処分)</p> <p>第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり翌年△月△日に終わる。</p>	<p>①財産目録は、法第260条の4に基づき設立時及び毎年(年度)始め3ヶ月以内に作成されなければなりません。</p> <p>①資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。</p> <p>②租税特別措置法関連で、剰余金の分配を行わない定めが必要です。</p> <p>①団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。</p> <p>①日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。</p> <p>①事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。</p> <p>①会計年度の定め方については特に制限はありませんが、一般的には、4月1日から翌年3月31日まで又は1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。</p>
--	---

<p>第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更)</p> <p>第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、一関市長の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。</p> <p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。</p> <p>第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類)</p> <p>第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。</p>	<p>①規約の変更は、地方自治法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって、役員会等の規定により変更する旨の規定はできません。</p> <p>②議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えます。</p> <p>③規約の変更については、地方自治法260条の3第2項の規定により市長の認可を受けなければその効力を生じません。</p> <p>①解散事由は次のとおりです。</p> <p>ア 破産 イ 認可の取り消し ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議 エ 会員（構成員）の欠亡</p> <p>②ア、イ及びエの事由による場合、団体は当然に解散することになります。</p> <p>③ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。</p> <p>④なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。</p> <p>①租税特別措置法関連で、解散した場合の残余財産の帰属を明記しなければなりません。左のほか特定の個人等を帰属権利者として定める方法もありますが、営利法人に寄付したり、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。また、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。</p> <p>②議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。</p> <p>①規約施行上の細則等を定めることについては、会長または役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。 細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。</p> <p>①認可後に認可年月日を記入します。</p> <p>②なお、「一関市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。</p> <p>①年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。</p>
---	--

18 認可地縁団体に関するよくある質問

No.	質問事項	回答内容
1	自治会等が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下におかれることになるのですか。	認可後であっても、従来からの自治会等と同様に、住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。
2	自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。	区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。
3	一の地縁による団体が所在する地域に、更に連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。	連合会という名称を用いている団体であっても、地方自治法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となりますが、例えば連合会がいくつかの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、同法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはならないものです。
4	地区内に一つのまとまりがなく、二つの自治会等があるような場合、それぞれが地縁による団体として認可されることはありますか。	区域としてまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。
5	不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。	令和3年5月の地方自治法の一部改正により、認可の条件として不動産等の保有を前提としないものに見直しされました。(令和3年11月26日施行)
6	「不動産又は不動産に関する権利等」とは、どのようなものが該当するのでしょうか。	「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲は、具体的に以下のものが該当することとされています。 ①土地及び建物に関する権利 ②立木の所有権、抵当権 ③登録を要する金融資産(国債、地方債、社債) ④その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産
7	「その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産」とは、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。	地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両等が想定されると考えられます。
8	自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。	マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。
9	良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動なのでしょうか。	その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。

10	個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。	認可地縁団体の構成員は個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。
11	未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。	未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなる場合もあります。
12	構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか。	構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。なお、地縁による団体の区域に住民を有するすべての個人は、構成員となることができますが、すべての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なのですべて名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。
13	外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。	外国人であっても、団体の構成員として含まれます。
14	構成員は個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。	法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。
15	現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。	一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。
16	地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。	本来あらゆる決定は総会でなされるべきものでありますが、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までをも総会で決めることは非効率であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。
17	認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。	地方自治法において特段の規定が設けられていないことから、宗教的色彩のある資産であっても、当該地縁による団体の保有資産として認可されることは可能であると考えられます。
18	認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により二つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか。	認可地縁団体が分裂した場合、一般的には地方自治法第260条の2第2項の要件を欠くことになると考えられるので、認可を取り消すこととなります。なお分裂した後の自治会等が、その区域を見直したうえで改めて認可を申請することができます。

19	地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これは会員個人の政治支援活動までも禁止されることになるのですか。	構成員個人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。
20	地縁による団体の認可申請に係る処分に不服がある場合、救済方法はないのでしょうか。	地縁による団体は市町村長に対し異議申し立てをすることができます。また、市町村長の認可申請に係る不作為に対しても、異議申し立てが行えるなど、それぞれの状況に応じた救済方法があります。
21	構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。	不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると、「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されています。

地方自治法（抜粋）

- 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - 四 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- 4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- 6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第2項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一 財産の状況を監査すること。

二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。）により表決をすることができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあつたときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に

属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第260条の40 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

第260条の41 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の42 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44 市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

3 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

4 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

5 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があつた場合について準用する。

第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

一 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。

2 前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

4 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によって定める。

第260条の46 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下つてはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の47 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の48 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

- 一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

(様式1)

年 月 日

一関市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）を記載した書類
- 7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）を記載した書類
- 8 区域を表示した地図

(様式2)

地 縁 に よ る 団 体 の 代 表 者 の 承 諾 書

地縁による団体の名称

.....

地縁による団体の事務所の所在地

.....

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

年 月 日

住 所

.....

氏 名

.....

(様式3)

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 …… 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏 名

住 所

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

該当者のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

(様式4)

代理人の有無

地縁による団体の名称

.....
代表者名
.....

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏 名

.....
住 所
.....

(2) 無

※ 「代理人」は、民法（準用）第55条の代理人及び第57条の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：民法の準用規定（読替え後）

- ・第55条 代表者は、規約又は総会の決議により禁止せられざることに限り、特定の行為の代理を他人に委任することを得る。
- ・第56条 代表者の欠けたる場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求書により仮代表者を選任する。
- ・第57条 認可地縁団体と代表者との利益相反する事項については、代表者は、代表権を有せず。この場合においては、前条の規定により特別代理人を選任することを要する。

(様式5)

年 月 日

一関市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項

(2) 変更内容

ア 新代表者 氏 名

住 所

イ 旧代表者 氏 名

住 所

2 変更年月日 年 月 日

3 変更の理由

※ 代表者変更の場合は、様式2「地縁による団体の代表者の承諾書」を添付してください。

(様式6)

年 月 日

一関市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式7)

年 月 日

一関市長 様

申請者 住 所

氏 名

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、下記の地縁による団体の告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

- 1 請求する地縁による団体の名称
- 2 請求する地縁による団体の事務所の所在地

【発行】

一関市 まちづくり推進部 まちづくり推進課

〒021-8501

一関市竹山町7番2号

電話番号：0191-21-8671

FAX番号：0191-21-2164

電子メール：machi@city.ichinoseki.iwate.jp